

○経済産業省令第 号

計量法（平成四年法律第五十一号）第九十六条の規定に基づき、指定製造事業者の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣 世耕 弘成

指定製造事業者の指定等に関する省令の一部を改正する省令

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

※ 別紙のとおり新旧対照表を挿入

附 則

この省令は、公布の日から施行する。